

市川市入札監視委員会に関する運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市川市入札監視委員会条例（平成23年条例第6号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、市川市入札監視委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の開催)

第2条 条例第2条第1号及び第2号の任務に係る会議（以下「定例会議」という。）は、原則として6ヶ月に1回開催する。

2 条例第2条第3号の任務に係る会議（以下「苦情処理会議」という。）は、市長より諮問があった場合に開催する。

3 会議は、原則として公開とし、議事録は、原則として公表する。ただし、市川市審議会等の会議の公開に関する指針（平成25年4月1日施行）第6条第1号又は第2号に該当する場合、委員会は、会議を非公開とする決定を行うものとする。

4 議事録は、出席した委員の全てが確認することにより、確定するものとする。

(定例会議)

第3条 定例会議は、次の各号に掲げる任務を行うものとする。

(1) 本市が発注した建設工事及びこれに関連する業務委託（以下「建設工事等」という。）に関し、次に掲げる事項の報告を受けること。

ア 発注建設工事等一覧（様式第1号）

概ね6か月以内に本市が契約した建設工事等について工種又は業種別、入札・契約方式別の発注工事件数を記載する。設計金額が1,000万円を超えないものについては、報告の対象から除外するものとする。

イ 競争参加資格停止一覧表（様式第2号）

概ね6か月以内に本市が行った競争参加資格停止措置について、その者の名称、適用条項、資格停止期間及び理由等を記載する。

ウ 審議対象案件一覧表（様式第3号）

発注建設工事等一覧に基づき、件名ごとに工種または業種及び契約金額等を記載する。

また、審議の対象となる建設工事等の抽出については、審議対象案件一覧表の中から、委員が、入札及び契約の過程並びに契約の内容を考慮して、事前に行うものとする。

なお、審議対象案件一覧表の記載項目は次に掲げる（ア）から（サ）のとおりとする。

(ア) 入札日

(イ) 契約日（議会審議案件については、議決日を併記する）

(ウ) 件名

(エ) 場所

(オ) 工種（工事に関連する業務委託の場合は業種）

- (カ) 落札業者名
- (キ) 設計金額
- (エ) 予定価格
- (オ) 調査基準価格（低入札価格調査制度を適用した場合）
- (カ) 失格判定基準価格（低入札価格調査制度を適用した場合）
- (キ) 最低制限価格（最低制限価格制度を適用した場合）
- (ク) 落札金額
- (ケ) 落札率
- (コ) 入札・契約の方式
- (サ) その他

なお、抽出した工事に係る説明は、抽出案件回答用紙（様式第4号）に基づき行うものとする。

- (2) 前号ア及びイに定めるところにより報告を受けた内容について、市長に対し意見を述べるとともに、必要に応じ建議すること。
 - (3) 第1号ウに定めるところにより委員会が抽出した建設工事等に関し、一般競争入札における入札参加資格の設定及び落札者の決定の経緯、指名競争入札における参加者の指名及び落札者の決定の経緯等について調査審議し、市長に対し意見を述べるとともに、必要に応じ建議すること。
 - (4) 建設工事等に係る入札・契約制度改善の施策を実施した場合等に、入札・契約制度の改善状況等の報告を、必要に応じて受け、市長に対し意見を述べること。
- 2 市長は、委員会から前項による意見又は建議を受けた点の検討状況等について、委員会に報告するものとする。

（苦情処理会議）

第4条 苦情処理会議は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 本市が発注した建設工事等に関し、競争入札及び随意契約における入札・契約手続に係る再苦情について審議すること。
 - (2) 本市が行った建設工事等の競争参加資格停止の措置に係る再苦情について審議すること。
 - (3) 市川市工事成績評定に係る説明等に関する要綱（平成18年6月16日施行）第4条第2項の規定による審議を行うこと。
 - (4) その他の入札及び契約に関し、市長より諮問のあった苦情について審議すること。
- 2 委員会は、前項の規定による審議が終了したときは、答申に係る文書（以下「答申書」という。）を作成し、市長に提出するものとする。この場合において、当該内容は、公開するものとする。
- 3 前項の答申書の作成は、市長に苦情の申立てがあったときから、おおむね50日以内に行わなければならない。

(委員の氏名等の公表)

第5条 会議に出席した委員の氏名及び職業は、公表するものとする。

(委員会の事務)

第6条 委員会の事務は、管財部契約課において処理する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成23年4月13日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

(様式第1号)

○発注建設工事等一覧(審議対象案件集計表)

年 月から 年 月まで

区分	計	一般競争入札	(うち総合評価)	指名競争入札	随意契約
建設工事					
業務委託					
計					

建設工事 工種別発注件数

区分	計	一般競争入札	(うち総合評価)	指名競争入札	随意契約
計					

業務委託 業種別発注件数

区分	計	一般競争入札	(うち総合評価)	指名競争入札	随意契約
計					

(様式第2号)

競争参加資格停止一覧表

年 月 日 ~ 年 月 日 に停止を開始したものの

番号	適用条項	有資格業者名	措置期間	競争参加資格停止理由
1				
2				
3				
4				

(様式第4号)

抽出案件回答用紙

年 月 日

市川市

氏名 _____

年度第 回市川市入札監視委員会における審議案件として、次の2件を抽出する旨回答します。

No.

No.

(選んだ理由をご記入ください)

No. ()

No. ()

